

香川県国土強靱化地域計画（改定素案）について提出されたご意見と それに対する県の考え方

問い合わせ先

危機管理課 防災企画グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3111/FAX:087-831-8811

E-mail:kikikanri@pref.kagawa.lg.jp

令和3年6月29日から令和3年7月28日までの1カ月間、香川県国土強靱化地域計画（改定素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1団体から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人	0件
企業	0件
団体	1件
合計	1件

〈提出されたご意見の数〉

計画に記載する県の施策に関すること	2件
合計	2件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画に記載する県の施策に関すること	
<p>民間建築物について、香川県国土強靱化地域計画の策定趣旨にある「自助・公助・共助」に資する「地震保険」の加入促進も記載するよう検討してほしい。</p>	<p>地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的として、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）により、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することが定められた公共性の高い保険であり、香川県地域防災計画において県及び市町が地震保険の普及促進に努めることを記載していることから、本計画においても、次のとおり追記します。</p> <p>●修正箇所 「㊦-3」（初出は15ページ）の文末</p> <p><u>「……………転倒防止対策の促進を図るほか、万が一の被災に備え、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。」</u></p>
<p>ハザードマップの認知向上は、強靱なまち作りへの貢献の一助として有用であると考えており、実効的な取組みを推進いただきたい。</p>	<p>ハザードマップは住民の円滑な避難体制の確立等のために重要であることから、本計画においてもその普及促進について記載しており、市町とも連携しながら、引き続き、取り組んでまいりたい。</p>